

令和7年12月17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

市町村長

市町村名 (市町村コード)	大津市 (201)
地域名 (地域内農業集落名)	和邇今宿 (和邇今宿)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月16日 (第2回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・高齢化が進み後継者が少ない状態で、耕作委託する農家が年々増加している。
- ・小さな圃場が多く生産効率が上がらないことから、農地の集積・集約化、畦畔除去等を必要としている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物として、従来通りの栽培方法にて取り組む。
- ・担い手となる認定農業者を地域で確保するべく、若手の担い手の育成に地域として取組み、休耕地を減らす体制を作る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.87 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.87 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農業振興地域の農用地区域を基本とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

認定農家や若手の担い手を中心に集積・集約化を推進すべく、農地利用最適化推進委員と農業委員と調整し、農地中間管理機構を通じて進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化をすべく、農地所有者は原則として農地を農地中間管理機構に貸し付けていく。

中心となる担い手が継続困難となった場合には、農地中間管理機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな担い手への付け替えを行う。

(3) 基盤整備事業への取組方針

用水路・農道の管理、畦畔除去による区画拡大を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

今後も不足すると見込まれる担い手を育てるべく、地域として若手育成に取り組む。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

現状予定はないが、適宜検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】